試験確認証明書の交付に係る業務規程

平成3年12月26日 改正 令和3年10月20日危保規程第31号

最終改正 令和7年 3月24日危保規程第21号

1 目 的

この業務規程は、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が交付する試験確認 証明書(以下「証明書」という。)の交付申請手続き、証明書の様式等を定め、もって 協会が交付する証明書の適切な管理運用を図ることを目的とする。

2 証明書を交付する機器

協会は、協会が実施する試験確認業務のうち、次に掲げる機器について、証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)からの申請により、証明書を交付することができるものとする。

- ① 放電加工機
- ② 放電加工機用自動消火装置
- ③ 固定給油設備等
- ④ デジタル表示超音波厚さ計
- ⑤ 油中ポンプ設備
- ⑥ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク
- (7) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等
- ⑧ 漏洩検知装置
- ⑨ 過剰注入防止設備

3 証明書の交付手続き

- (1) 申請者は、別記様式第1に掲げる「試験確認証明書交付申請書」又は、別記様式第 1-2に掲げる「試験確認証明書(英文)交付申請書」により協会に申請するものと する。
- (2) 協会は、前号の申請書に記載されている機器が、既に協会の試験確認を受け、その結果、それぞれの基準に適合した型式と同一機器であると認められる場合は、別記様式第 1 による申請に対しては別記様式第 2 に定める「試験確認証明書」を、別記様式第 1-2 による申請に対しては別記様式第 2-2 に定める「CERTIFICATE OF TEST VERIFICATION」を、それぞれ交付するものとする。

4 手数料

(1) 証明書の交付に係る手数料の額は、下表に示す額とし、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。

区 分	手数料
試験確認証明書	1,070円
試験確認証明書 (英文)	10,000円

- (2) 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- (3) 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付け

た後においては、返還しない。

附則

- 1 この業務規程は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この業務規程の施行の際、現に交付されている試験確認証明書は、この業務規程に基づき交付された試験確認証明書とみなす。
- 附 則(平成8年3月4日危保規程第1号)
- 1 この業務規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則(平成9年3月4日危保規程第11号)
- 1 この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成11年4月1日危保規程第7号)
- 1 この業務規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則(平成11年10月19日危保規程第24号)
- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。
- 附 則(平成22年3月12日危保規程第2号)
- 1 この業務規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年10月20日危保規程第31号)
- 1 この業務規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 附 則(令和7年3月24日危保規程第21号)
- 1 この業務規程は令和7年4月1日から施行する。